

令和7年10月10日

無線移動局組合員各位

個人タクシー事業団協同組合

理事長 遠藤進一

配車アプリ「Uber」導入について

平素より組合運営にご理解を賜り感謝申し上げます。令和7年9月24日開催されました第4回都営協理事会において、配車アプリ「Uber」の導入が決定しました。理事会においては、Uberの操作方法、特典、ポイント制等が判明せず、全理事の理解を受けてリリースすることになっております。サービス開始時期は11月1日を予定しています。既に配車アプリ「Uber」を個人契約されている事業者も存在していると思われませんが、個人契約をしている事業者はそのまま契約継続されていても構いません。今回の案内は、これから、配車アプリ「Uber」を導入したいと考えている事業者が対象となります。導入を希望する組合員は、同封しました申し込み用紙に記入をして地区事務所に提出してください。希望しない組合員は提出しなくて結構です。既に10月に入ってから電腦無線機に配車アプリ「Uber」の導入のガイダンスが流れ組合員の皆様から多くの質問が寄せられていますが、第4回理事会では導入を決定したで止まっています。理事会において各理事からの質問が多く、回答が出ない状態で止まっているため、リリース時期及び「Uber」の詳細等が判明次第リリースに入る予定でいます。混乱を招いてしまい申し訳ありません。今回の申し込みに際し、都営協と交渉を重ね、申し込み受付締め切りを10月28日とさせていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

締 切 2025年10月28日地区着

既存無線装着者Uber申込書(既存無線装着者用)

申込日：令和 年 月 日

支部

無線番号	事業者No (電腦配車ログイン及びパスワード番号)

氏 名	ドア番号	車名	メーカー
インボイス登録番号		車両製造年 もしくは車検証記載の 初度登録年月	

Uberアプリ	利用する ☐ ☒		
免許証番号		有効期限	年 月 日

※Uberアプリの利用希望については、「利用する・利用しない」のどちらかを選択してください。

※Uberをご利用の際は車両の製造年、免許証番号と有効期限を記入してください。

※インボイス登録番号がないとUberはご利用できません。

※2025年10月15日までに提出の事。